省　令

○総務省令第百三十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「その他の金融収入、消費税等」を「その他の金融費用、消費税等」に改める。

別表第三号中

「未収金	」を	「
未収消費税等	に、	」
「未払金	」を	「
未払消費税等	に、	」
「未収金	」を	「
未収消費税等	に、	」
「未払金	」を	「
未払消費税等	に	」

改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に承認を受けている平成二十三年度の事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の変更については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成二十三年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○法務省告示第四百八十二号

大阪市福島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年十月二十五日

法務大臣　平岡　秀夫

大阪市此花区上福島北三丁目百三十一番地

佐伯　常一

○農林水産省告示第二千九十七号

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）附則第四条第一項第二号の規定に基づき、同号の試験研究の用に確実に供すると認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年九月三十日付けで指定したので、告示する。

平成二十三年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　名称　八幡礦業株式会社

(二)　住所　福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居三十一番地三

二(一)　名称　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

(二)　住所　茨城県つくば市観音台三丁目一番地一

三(一)　名称　国立大学法人筑波大学

(二)　住所　茨城県つくば市天王台一丁目一番地一

○農林水産省告示第二千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市矢並町法沢七一七の一（次の図に示す部分に限る。）、七一七の七、七一七の八、三箇町下山三の九

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市石飛町間ノ山二一七の二、市場町陣出八八九、八九〇、八九一の一、八九六、八九七、五ヶ丘桐山一の一五、一の一八、一の二〇、一の二一、二の二七、二の二九、猿口一の六、鳥立一の二、一の三、上川口町高土屋四四二の三〇、四四二の一九六、四四二の一九八から四四二の二〇三まで、四四二の二〇七から四四二の二〇九まで、四四二の二二九から四四二の二三一まで、上渡合町厚朴三七一の二、三七一の五、大岩町新田二七五、二七七の一、二七八の一、二八〇の二、大野瀬町イタサワグチ二九の五、サカエノサワ二八の一〇、折平町上屋敷四九五の二（次の図に示す部分に限る。）、御作町田中一〇九三の一、西川一二八四（次の図に示す部分に限る。）、日沢洞一〇六二の一、木瀬町荒田一一五四の二、稽古屋一一六九の二（次の図に示す部分に限る。）、徳万場一一五三の二（次の図に示す部分に限る。）、北一色町方平九四三の一、京ヶ峰二丁目一の一七六、一の二一一、一の二二八、一の二二九（次の図に示す部分に限る。）、三丁目三七、四二の一、古瀬間町大日影一五九一の二から一五九一の四まで、猿投町血洗一の一六、茂吉ケ峰三の一〇、三箇町弁天一の三、篠原町切山二の二二、一六、二四、三一、三二、三四、三五の一、三七、三八、敷田三七の三五、三七の六五、下川口町下日沢四四二の二、四五〇の一、四五一（次の図に示す部分に限る。）、四五四の一、四五四の二、四五七の一、四五七の八、四六三、四六四の二、四六五の二、白川町池城一〇九二・一〇九三・一〇九四合併、池ノ